

平成 26 年 11 月 4 日  
子ども・若者部

## 世田谷区立青少年交流センター条例について

### (付議の要旨)

平成 26 年 4 月に事業を開始している青少年交流センターに関する施設設置条例を制定するため、現行の「世田谷区立池之上青少年会館条例」及び「世田谷区青年の家条例」を廃止し、新たに「世田谷区立青少年交流センター条例」を制定する。

### 1 主 旨

平成 26 年 4 月に事業を開始した池之上、野毛及び、平成 31 年度に施設整備予定の(仮称)希望丘、各青少年交流センターについて、これまでの経緯、センターの今後の方向性を踏まえ、現行の「世田谷区立池之上青少年会館条例」及び「世田谷区青年の家条例」を廃止し、子ども・若者部が所管する新たな条例「世田谷区立青少年交流センター条例」を以下のとおり制定する。

### 2 条例の基本的考え方

条例は、現行の「世田谷区立池之上青少年会館条例」及び「世田谷区青年の家条例」に盛り込まれている施設設置条例としての要素を包含し、「世田谷区立青少年交流センター」の目的、事業内容及び、現在は条例施行規則等に定められている休館日、開館時間、利用対象者、利用条件等、他の施設設置条例と比較し条例で定めることが望ましい項目を盛り込んだものとする。

### 3 条 例 案 別紙のとおり

### 4 条例の内容(「池之上青少年会館条例」及び「世田谷区青年の家条例」との比較等)

#### (1) 目的及び事業について

目的及び事業内容については各センター共通とする。

#### (2) 施設名称について

施設名称は条例のとおりとする。池之上青少年会館については、池之上青少年会館協議会、地域の要望を踏まえ、「世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館」とする。

#### (3) 施設の維持管理にかかる事項について

各センターの開館時間、利用施設及び利用条件等、現行の条例等で定められている施設の維持管理にかかる事項については、現行の条例等の内容を基本とする。

(4) 野毛青少年交流センターについて

「青少年交流センターの今後の方向性」(若者支援推進本部(平成26年8月20日)報告)に基づき、宿泊機能再開に伴い必要な事項(寝室施設利用の時間、手続き等)を条例および条例施行規則に盛り込むこととする。センターの今後の方向性でも報告したとおり、宿泊は単なる旅館等の「泊まる場所」を提供する施設としてのものではなく、センターを利用する人々の学びと成長、交流と関係の広がりにつながることを目的とするものに限定する。

5 今後の予定

平成26年11月

第4回区議会定例会に条例案を提案

平成27年 2月

条例施行(予定)